

静岡県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第43号

静岡県港湾管理条例の一部を改正する条例

静岡県港湾管理条例（昭和36年静岡県条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表第4第1号の表工作物の設置を伴うものの項中

「

船舶を係留し又は保管する施設	占有面積1平方メートルにつき1年	300円	300円	300円
----------------	------------------	------	------	------

を

」

「

船舶を係留し又は保管する施設	占有面積1平方メートルにつき1年	300円	300円	300円
港湾区域（河川と重複する区域を除く。）内に設置する飲食店、宿泊施設、駐車場その他これらに類する施設（有脚式構造物等の移動が容易でないもの）	占有面積1平方メートルにつき1年	近傍の土地の価格（時価）の100分の5	近傍の土地の価格（時価）の100分の5	近傍の土地の価格（時価）の100分の5
港湾区域（河川と重複する区域を除く。）内に設置する飲食店、宿泊施設、駐車場その他これらに類する施設（係留船等の移動が容易なもの）	占有面積1平方メートルにつき1年	近傍の土地の価格（時価）の100分の3	近傍の土地の価格（時価）の100分の3	近傍の土地の価格（時価）の100分の3

に改める。

」

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。